

広島県教育委員会告示第四号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第三条第一項の規定によって、次の表に掲げる文化財を広島県重要文化財に指定する。

平成二十五年四月三十日

広島県教育委員会
委員長 大野 徹

種別	名称	員数	所在地	所有者
考古資料	吉川氏城館跡出土品（小倉山城跡、吉川元春館跡、万徳院跡）	一、一四一点	山県郡北広島町海応寺二五五番地一 戦国の庭歴史館	北広島町